

三好市観光協会 協賛金事業 交付要項

1. 趣 旨

三好市内の団体等が取り組む地域活性化イベント、観光誘客イベント等に対して、三好市観光協会として協賛金を交付します。※当該年度4月1日から翌年3月31日の間に実施するものを対象に各年度一団体一件の申請とします。

2. 交付条件

次の要件をすべて満たす各種団体・イベント主催者に協賛金を交付します。

- ① 三好市内で開催されるイベント・事業であること。
- ② 指定の企画書・実績報告書等、その他必要とされる書類を提出できること。

3. 協賛金の額

実施する事業に必要な経費の内、次のすべての条件を満たす金額を予算の範囲内で交付（補助）します。

- 対象経費から諸収入（他の補助金、入場料、参加費、他の協賛金等）を差し引いた額の2分の1以内の額を上限とします。（万円未満の端数は切り捨て）
- 一件50,000円を上限とします。

協賛金交付事業の対象とならない経費の例

- ・団体事務局の職員経費及び維持費
 - ・出演者やスタッフのお弁当、お茶、お菓子等の飲食費
 - ・交際費、接待費、手土産代
 - ・事業の終了後も継続使用できる備品等の購入費
 - ・施設整備費や工事費、事業実施に直接関係しないスタッフTシャツ等の購入費
- その他助成対象となることが明確でない経費は、事務局にお問い合わせください。

4. 申請方法

協賛金の交付を受けようとする場合は、

- ・協賛金交付申請書（様式第1号）
- ・イベント企画書（様式第1号 別紙1）
- ・収支予算書（様式第1号 別紙2）

以上を三好市観光協会に提出し、内容について審査を受けてください。

5. 協賛金の交付決定及び通知

申請書類（イベント企画書、収支予算書）の内容を考慮し、三好市観光協会において決定し、協賛金交付決定通知（様式第2号）をもって通知します。

なお、規定に関わらず申請者が次のいずれかに該当する場合には、協賛金を交付しません。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）以下「暴対法」という）第2条第2項に規定する暴力団員をいう）
- ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）
- ③ 暴力団員若しくは暴力団の利益につながる活動を行い、又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

6. 事業の実施

事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日の間に実施するものを対象とします。

7. 実績報告

事業終了後1か月以内に提出をお願いします。

- ・実績報告書(様式第3号)
- ・イベント実施報告書(様式第3号別紙1) ※当日の内容がわかるように写真等を添付
- ・収支精算書(様式第3号別紙2) ※各支出が確認できる領収書等の写しを添付
- ・協賛金請求書(様式第4号)

8. 協賛金の交付

実績報告書の内容を審査し、当該事業の成果が協賛金の交付の決定及び付した条件等に適合すると認めるときは、協賛金の額を確定し、協賛金を交付します。

9. 協賛金交付事業の問い合わせ先

〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ 1893-1

一般社団法人 三好市観光協会 事務局

TEL 0883-70-5804 FAX 0883-70-5805 E-mail info@miyoshi-tourism.jp

申請に必要な様式

協賛金交付申請

- 協賛金交付申請書 (様式第1号)
- イベント企画書 (様式第1号別紙1)
- 収支予算書 (様式第1号別紙2)

協賛金実績報告書

- 協賛金実績報告書 (様式第3号)
- イベント実施報告書 (様式第3号別紙1)
- 収支精算書 (様式第3号別紙2)
- 協賛金請求書 (様式第4号)

- 協賛金交付決定通知書 (様式第2号)
- 協賛金確定通知書 (様式第5号)